

## 第92回組合会で、23年度事業計画と予算が承認されました！！

22年度の収支状況は、人員の減少に伴う保険料収入の減収や高額医療費の多発により、経常収支が4億3百万円の赤字となることが見込まれ、この赤字額は、過去の積立財産からの取崩しにより補てんする、大変厳しい財政状況が見込まれています。

23年度においても、財政圧迫の最大要因である高齢者医療制度への納付金負担(国への拠出)が2億円も増加したことにより、財源不足が6億6千万円にもおよび、残りの積立金を全額投入しても賸らない状況にあります。このため、23年度は、その積立金を限界まで取崩し、保険料の引上げ幅を抑えた予算を編成し、2月18日開催の組合会で、ご承認をいただきました。

料率の改定と主な保健事業は、下記のとおりとなりますが、23年度事業の執行には、経費を限りなく圧縮して遂行いたします。また、医療費の上昇を防ぐためにも、疾病の早期発見・早期治療が目的の疾病予防事業が重要となり、皆様方各位の健診の受診が不可欠となっております。

組合員・家族の皆さまにおかれましては、日頃から健康の保持増進に努めていただき、年に1度の健康診断は、必ず受診くださるようお願い申し上げます。

なお、当健保では家族健診を無料で実施し、家族の方の健康生活も応援・サポートしております。ご案内が届きましたら、申込みのうえ受診ください。



### 保険料率を改定します

“健康保険料率は、9.2%・介護保険料率は、1.4%に改定”

当健保では、平成15年度から健康保険料率を8年間据え置いて事業を運営して参りましたが、20年4月の高齢者医療制度改革により、国への拠出金負担が急激に増大したことにより、財政悪化へと陥りました。

このため、厳しい経済情勢の中でのご負担となりますが、23年度から右表のとおり料率を改定させていただくこととなりましたので、お知らせします。

今後も組合員、家族の皆さまの健康生活を応援し、効率的な事業運営に努めていきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

まだまだあります！健保組合のメリット

- 効率的な事業運営により、協会けんぽより低い料率を設定(0.3%低率)
- きめ細やかな保健事業の実施が可能(各種健診の補助などを実施)
- 高額な医療費負担の際は、付加給付が受けられる(家計への負担軽減)

#### 1. 保険料率 (平成23年4月給与から改定)

	22年度	23年度	差
健康保険料率	3.85%	4.60%	0.75%
介護保険料率	0.725%	0.70%	0.025%

率は事業主と折半負担した組合員分のみです。賞与も同率です。介護保険は40~64歳までの方が該当します。

参考...協会けんぽ 健康保険4.75%、介護保険0.755%

#### 2. 毎月の保険料額 (例えば月給30万円の方の場合)

	22年度	23年度	差
健康保険料(月額)	11,550円	13,800円	2,250円
介護保険料(月額)	2,175円	2,100円	75円

(計算式) 300,000円 × 4.60% = 13,800円

### 平成23年度の主な保健事業

健保組合では、今後も保健事業や付加給付の実施により、組合員と家族のみなさまの健康生活を応援してまいります。

項目	事業内容 家族 = 被扶養者に認定されている者	実施予定時期
1. 健康診断	35歳未満の組合員・・・健康診断を実施します。 35歳以上の組合員・・・健康診断(特定健診含む)を実施します。 35歳以上の家族・・・特定健診を無料で実施します。	年間 (巡回健診は4~7月)
2. 短期人間ドック	年度1回、健診よりも詳細な検査の人間ドック検診の利用補助が受けられます。 対象 組合員及び家族(年齢条件なし) 組合補助 2万円 組合指定の検診機関で実施	年間
3. 脳ドック	年度1回、脳ドック検診の利用補助が受けられます。 対象 45歳以上の組合員 組合補助 2万円 県内5ヶ所の脳外科専門病院で実施 両ドックとも、組合が発行する利用券(事前申請)を持参して受検してください。	
4. 大腸ガン検診	35歳以上の組合員・家族を対象に無料で実施します。	10~11月
5. 健康管理活動	皆様の職場や家庭に当組合の看護師が訪問し、健康相談に応じます。 健診結果から皆様の健康づくりのお手伝いをします。	年間
6. 医療費通知	病院に受診した時の医療費を3ヵ月ごとにお知らせします。	6・9・12・3月
7. ジェネリック薬品促進	ジェネリック薬品希望シールをカード保険証に貼付し、協力を求め促進します。	随時
8. ホームページ	事務手続きの方法や保健事業のご案内をします。	年間

電話相談も  
実施しています